

社会福祉法人壺阪寺聚徳会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人壺阪寺聚徳会の役員報酬等について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として支払われる財産上の利益及び退職等の手当をいう。

(報酬等の額)

第3条 理事、監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議により定める。

2 監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(報酬等支給基準)

第4条 報酬等の支給基準は、評議員会の承認を受けるとともに、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、及びその額の算定方法並びに形態に関する事項を公表する。

1. 業務報酬等(理事長の命による法人内外の業務執行等)

① 理事長並びに業務執行理事

(月額/10日以上) 100,000円

(// / 4日以上) 50,000円

② 理事(日額/6時間以上) 10,000円

③ 監事(//) 10,000円

2. 理事会・評議員会出席報酬等

① 理事(日当) 10,000円

② 監事(//) 10,000円

3. 監事報酬等

① 監事監査指導(日当) 10,000円

② 法人業務、財産状況等調査(日当) 10,000円

※報酬等の算定基礎額

・報酬額(日額・日当)	10,000円
・旅費	実費
・宿泊費	実費
・その他	実費

5. 支給時期及び方法等

① 支給時期

- ・上記1の業務報酬等は給与締切日とし、毎月25日に支払う。
- ・上記2.3の報酬等は毎会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結後の翌月25日とする。

② 支払方法

- ・本人の指定銀行口座への現金振込とする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日より適用する。